

新潟県警察情報管理システムによる安全運転管理者管理システム運用管理要領の制定について（例規通達）

平成23年12月22日

本部（交企）第56号

〔沿革〕 平成24年3月本部（警務）第12号、26年2月本部（情管）第12号、27年4月本部（交企）第28号、29年5月本部（情管）第20号、8月本部（警務）第31号、12月本部（情管）第51号、令和元年11月第35号、3年10月本部（交企）第53号、5年3月本部（情管）第16号、12月第58号、8年3月本部（警務）第17号改正

新潟県警察情報管理システムによる安全運転管理者管理システム運用管理要領を別添のとおり制定し、平成24年1月1日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

なお、新潟県警察情報管理システムによる安全運転管理者選任事業所登録実施要領の制定について（平成元年12月15日付け本部（運管）第66号）は、廃止する。

別添

新潟県警察情報管理システムによる安全運転管理者管理システム運用管理要領

第1 趣旨

この要領は、安全運転管理者選任事業所に関する事務の適正かつ効果的な推進を図るため、安全運転管理者管理システム（以下「安管管理システム」という。）の運用管理について、必要な事項を定めるものとする。

第2 安管管理システムの概要

安管管理システムとは、県警察が設置した電子計算機、端末装置及びこれらを接続するデータ伝送回線で構成する新潟県警察情報管理システムを用いて、安全運転管理者選任事業所に関する情報を一元管理するシステムをいう。

第3 運用管理体制

1 運用主管課長

- (1) 県本部に運用主管課長を置き、交通企画課長をもって充てる。
- (2) 運用主管課長は、安管管理システムの適正かつ円滑な運用並びに運用全般の企画、指導及び調整を行うものとする。

2 運用管理者

- (1) 交通企画課及び署に運用管理者を置き、所属長をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、所属内における安管管理システムによる登録、照会等の適正な運用及び管理を行うものとする。

3 運用担当者

運用管理者を補助するため、交通企画課及び署に運用担当者を置き、交通企画課にあっては運用管理者が指定する者を、署にあっては交通課長又は地域交通課長をもって充てる。

4 端末操作担当者

安管管理システムによる登録、照会等を行う端末操作担当者は、運用管理者が指定し、システム総括責任者から安管管理システムのアクセス権を付与された者をいう。

第4 登録及び出力の方法

1 登録の手続

(1) 届出書の受理

署において、新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）に定められた安全運転管理者に関する届出書又は副安全運転管理者に関する届出書（以下「届出書」という。）を受理したときは、当該届出書を交通企画課に送付する。

(2) 登録所属

ア 登録所属は、交通企画課とする。

イ 登録所属は、届出書に基づき速やかに安管管理システムに登録するものとする。

(3) その他の登録

安全運転管理者等講習実施要綱の制定について（平成22年12月15日付け本部（交企）第57号）による講習の受講者及び講習免除者の管理のため、受講日等を交通企画課において登録する。

2 出力の方法

安管管理システムによる各種資料の出力は、運用管理者の承認により行うものとする。ただし、月報、年報等の定期的資料を出力する場合を除く。

出力資料の種類及び管理については、別に定める。

第5 照会

1 照会の方法

安管管理システムによる照会は、運用管理者の承認により行うものとする。ただし、端末操作担当者が交通事故統計原票作成業務に利用する場合を除く。

2 照会の種類

(1) 事業所名による照会

事業所名の漢字又は仮名から照会を行う。一部分の情報からも照会を行うことができる。

(2) 事業所所在地による照会

事業所所在地から照会を行う。一部分の情報からも照会を行うことができる。

(3) 安全運転管理者名又は副安全運転管理者名による照会

安全運転管理者名又は副安全運転管理者名の漢字又は仮名から照会を行う。一部分の情報からも照会を行うことができる。

(4) 事業所電話番号による照会

事業所の電話番号から照会を行う。一部分の情報からでは照会を行うことができない。

第6 安全の確保

安管管理システムの登録情報の取扱いについては、この要領に定めるもののほか、新潟県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年本部訓令第6号）及びこれに基づいて定められた情報セキュリティに関する事項により、その安全を確保しなければならない。

第7 細目的事項

この要領に定めるもののほか、安管管理システムの運用について必要な事項は、別に定める。